

生徒手帳

2025 年度



桑名市立

正和中学校

目 次

正和の歌	1
正和中学校教育目標	2
学校の沿革	3
教室配置図	5
正和中生徒心得	6
時間を守り規則正しい学校生活を送ろう	6
交通規則を守り、登校下校時の事故を防ごう	6
校内生活の心得	7
1 用具、施設の使用	7
2 持ち物	7
3 服装・マナー	7
4 テストについて	7
校外生活の心得	8
届け出・願いについて	8
服装規定	9
日課表	13
2025年度 部活終了時刻表	15
生徒会規約	16
生徒会組織図	19
図書館貸出しのきまり	20
台風時等における登下校について	21
南海トラフ地震臨時情報発表時の対応について	22
全国瞬時警報システム（Jアラート）による情報伝達が おこなわれた場合の対応について	23
災害時の心得	24
東海地震への備え	25
子ども専用相談窓口	34

正和の歌

Moderato



みどりゆたかにかがやくだいちそま
ながれもきよきまちはのほとり



のなもゆかしわがまなびやにむ
なびのみちをひたすならあゆむ



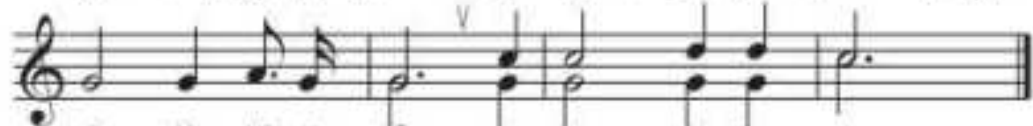
わこうどこにつどいきてともをはげまししんじあい



たしんかりきりせきうしをきとめつつあす
しんかりきりせきうしをきとめつつあす



のしゃかいのみちをゆくわれ



らがぼこうああせいわ

一、緑豊かに 輝く大地

その名もゆかし

わが学び舎に

若人ここに 集いきて
友をはげまし 信じあい
高き理想を もとめつつ
あすの社会の 道をゆく
我等が母校 ああ正和

二、流れも清き 町屋のほとり

学びの道を

ひたすらあゆむ

若人ここに 集いきて
友をはげまし 信じあい
真理の歴史を 築きつつ
あすの社会の 道をゆく
我等が母校 ああ正和

学校教育目標

自律 共生

めざす生徒像

仲間とともに学び、仲間とともに高めあう生徒
主体的に考え、判断し、行動する生徒
人を大切にし、多様な仲間と協働する生徒

学校の沿革

- 昭 47.4.25 地域開発に伴う生徒増により新校設立のため用地買収
桑名市大字坂井 339-25
校地面積 27,452m²
- 48.11.8 校舎建設起工式
- 49.3.28 校名を桑名市立正和中学校と決定
- 4.1 桑名市立正和中学校を設立
- 4.4 開校式挙行（明正中学校体育館にて）
生徒数 469 名 教職員 23 名
- 5.18 P T A 設立総会
- 8.1 新校舎（坂井）に移転
- 50.3.14 第 1 回卒業式挙行
- 51.3.10 体育館竣工
- 7.9 プール竣工
- 52.3.31 プレハブ教室を増築（2 教室）
- 53.3.31 同上（1 教室）
- 7.3 校舎増築工事起工
- 54.5.15 校舎増築完成（普通教室 8，特別教室 6）
- 9.18 校舎、体育館、プール竣工式
- 60.11.16 技術棟竣工
- 63.2.18 クラブハウス建築
- 平 1.8.11 運動場防球ネット建築
- 2.3.31 自転車置場増築
- 3.3.31 運動場改修完了
- 4.1.31 コンピュータ教室完成
- 7.12.18 正和農園整備完了
- 8.9.17 空調機設置
- 9.9.18 防球ネット取設
- 10.9.30 体育館の屋根の塗装工事完了
- 13.9.29 吹奏楽部が全日本吹奏楽コンクール金賞受賞
- 10.27 吹奏楽部が日本管楽合奏コンテスト最優秀グランプリ受賞
- 15.9.30 校舎耐震工事完了
- 18.3. 普通教室・図書室に空調設備工事
- 22.10.14 体育館耐震工事完了

- 23.3.9 門扉設置工事完了
24.9.25 トイレ改修工事完了
令 2.11.2 1人1台タブレット端末整備完了
6.11.16 正和中学校 50周年記念式典

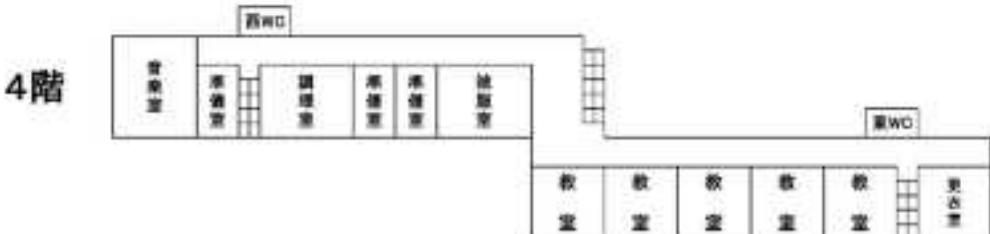
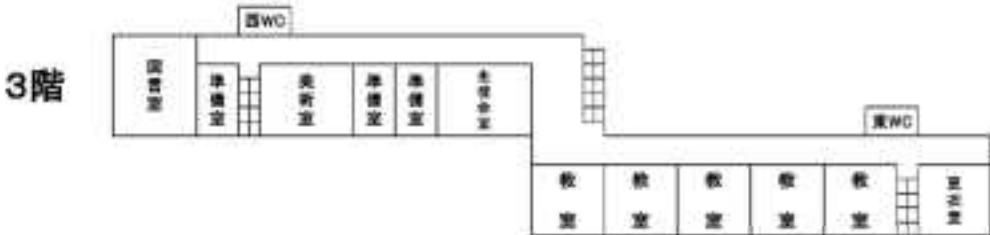
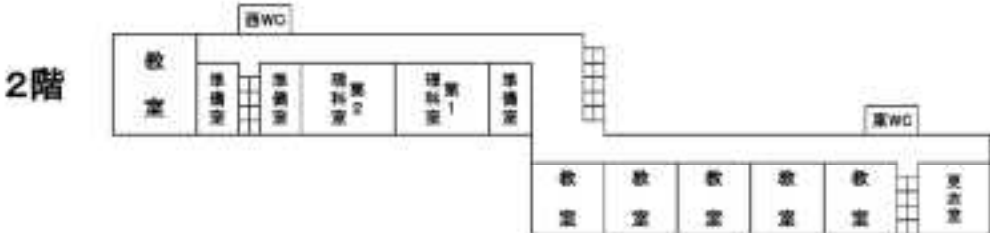
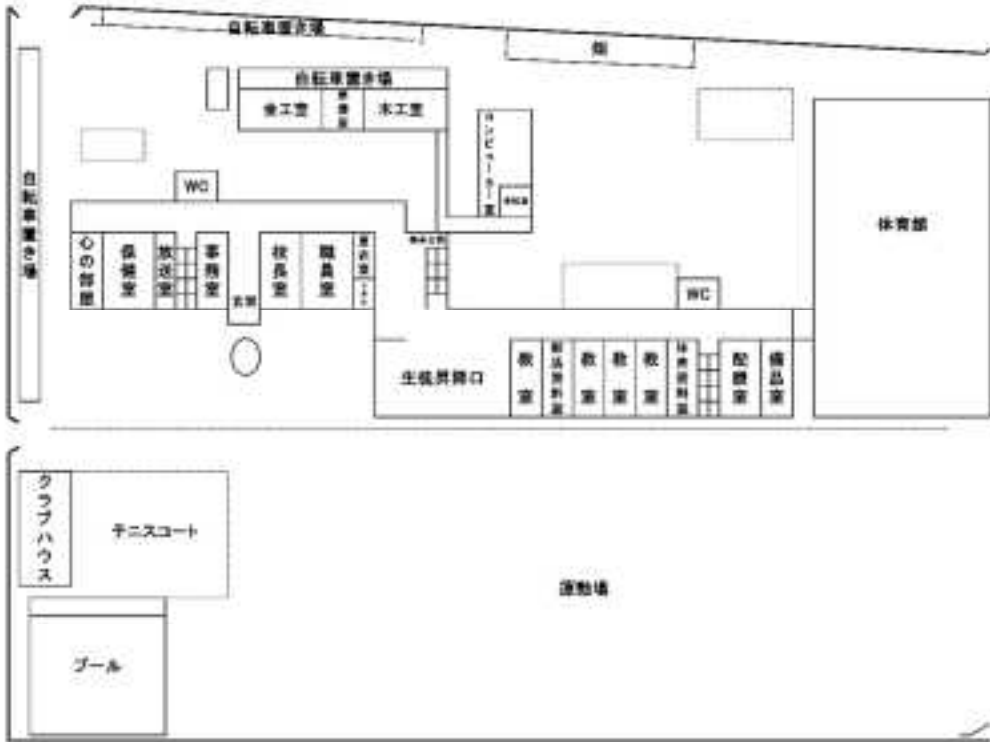
校地・校舎・生徒

○校 地 面 積	27452m ²
○建 物 面 積 (延)	6029m ²
○体 育 館	1149m ²
○プールの(25m7コース)	375m ²
○グ ラ ウ ン ド	16325m ²

創立記念日

4月12日

教室配置図



正和中生徒心得

学校生活を安心して明るく過ごしていくために、一人ひとりが集団生活を送るにあたって必要な規律を守り、その上で自ら考え、判断し、行動する力が必要です。また、様々な人と関わる中で、多様な考えや価値観をお互いに認め合い、大切にできる、そして助け合い協働する共生力も必要です。

常に正和中学校、学級の一員であることを自覚して、自他ともに高めあえる学校生活を送りましょう。

時間を守り規則正しい学校生活を送ろう

朝 8 時 30 分の始業時間に遅れないように、余裕をもって登校しよう。特別教室への移動は休憩時間に行い、予鈴、始業のチャイムが鳴ったら、すぐに学習の準備をしよう。

定められた下校時間を守り、下校する時は教室の整理整頓、消灯、戸締まりをしよう。

交通規則を守り、登校下校時の事故を防ごう

登校、下校は安全な通学路を通る。

学校から直線距離約 1.3 k m 以遠（正和中学校自転車許可区域 MAP を参考）に在住している生徒は定められた手続きをすれば、自転車通学が許可される。

正和中学校自転車許可区域 MAP は「桑名市立正和中学校 HP」に記載増田に在住している生徒は、学校から直線距離約 1.3 k m 以内であっても、登校距離が大幅に増加することから、自転車での通学を認める。

学校から直線距離約 1.3 k m 付近に在住しており、通学について特別な事情によって、自転車通学を希望される場合は、学校に相談すること。

上記以外の生徒は徒歩通学とする。

自転車通学者はヘルメットを正しくかぶり、あごひもをしめる。また雨天の場合は雨合羽を着用し、傘さし運転はしないこと。

自転車の並進の禁止、2人乗りの禁止など交通規則を守ること。

自転車通学者は、通学に適したものを使用すること。（カマキリハンドル等の改造をしてはいけない）

自転車通学者は、きまりを守れない場合、安全上、自転車通学の許可を取り消す場合があります。

登下校中での買い物や立ち寄りはしないこと。

校内生活の心得

(1) 用具、施設の使用

学校の用具、施設を使用する時は、係りの先生の許可を受けよう。

ガラスを割ったり、校具や掃除用具を壊した時は、すぐに先生に申し出よう。

職員室内の公衆電話は休憩時間や放課後に先生の許可を得て、使用するようにしよう。

(2) 持ち物

学校生活に不要なものは持ってこないようにしよう。

自分の持ち物には学年、組、番号、名前を書くようにしよう。

学習に必要なものを忘れないようにしよう。教科書などの学習教材を忘れた時は教科担当の先生に申し出よう。

お金などの貴重品は持ってこないようにしよう。部活動等の集金は必ず朝に渡そう。

生徒同士での物の貸し借りや売り買いはしないようにしよう。

学習用タブレットは桑名市が学習を充実させるために貸与しています。学習のために使用し、大切に扱いましょう。

(3) 服装・マナー

服装は定められた服装で、中学生らしい清潔な服装を心がけよう。

校舎内では帽子や手袋、マフラー、ネックウォーマー等の防寒具は取ろう。

公共物を大切にし、校内の美化に努めよう。

登校、下校の時は先生や友達にあいさつをしよう。また学校への来訪者にはすすんであいさつをしよう。

(4) テストについて

テストの時間割は10日前に発表、1週間前からテスト期間となる。

ただし、10日前が土日祝の場合は、その前の平日に発表となる。

テストの時は制服を着用しよう。

テスト中の持ち物は教室のロッカーの中に置き、机の中や周辺には何

も置かない。

校外生活の心得

外出するときは行き先、帰宅時間などを保護者に伝えよう。

ゲームセンターやカラオケボックスについては生徒同士での出入りはしないようにしましょう。

まわりの人の迷惑になるような危険な遊びはやめよう。

水泳は学校や公共のプールで行い、河川など水泳禁止区域では泳がない。

夜間の外出はできるだけ避けよう。暗くなってからの外出は必ず保護者に伝えよう。

外泊は禁止です。

休日は教室や運動場は使用できません。特別に使用する時は学校の許可を受けよう。

生徒や学校に関係のある事故が起こった時にはすぐに学校に連絡しよう。

(31-2727)

不審者と遭遇したら、安全な場所へ避難し、速やかに警察へ通報しよう。

届け出・願いについて

欠席や遅刻をする場合は次の時刻までにマチコミ（令和7年度2学期～tetoru）や電話で学校に連絡しよう。

マチコミ（令和7年度2学期～tetoru）の場合　～8:15

電話の場合　　7:30～8:15

早退や欠課をする場合は、スコーラ手帳に保護者より記入をしてもらい、学級担任の先生に届けよう。

転出が決まったら、すぐに学級担任の先生に申し出よう。

住所が変わることが決まったら、すぐに学級担任の先生に申し出よう。

生徒旅客運賃割引証（学割）が必要になった時は、生徒手帳とともに学級担任の先生に申し出ること。

なお、学割は片道101km以上の区間を旅行する場合のみ使用することができる。また使用に際しては学割の裏面の注意事項をよく読み、あやまりのないようにしよう。

服 装 規 定

服装は常に中学生としての自覚あるものを着用するように心がけよう。

標準服を着用する場合は、男女とも標準服規定のマークがついているものを購入し、着用すること。

令和5年度から導入される桑名市共通制服（ブレザー型制服）の着用についても、服装規定に準ずるものとする。基本的に、標準服と桑名市共通制服（ブレザー型制服）の混在した着用は認めない。

〔男子〕

標 準 服	(冬服) 上...黒色の詰め襟服、または丸襟カラーのもの 下...黒色の長ズボン (夏服) 上...白色のカッターシャツ（長袖または半袖）または白色の開襟シャツ 下...黒色の長ズボン
ベ ル ト	派手でないものとする

〔女子〕

標 準 服	(冬服) 上...紺色のセーラー服 衿に1cm巾の白線1本 黒色のスカーフ 下...紺色のスカート 車ひだ ひざ頭がかくれる程度の長さ (夏服) 上...白色の丸襟ブラウス（長袖または半袖） 紺色の棒リボン 下...紺色のスカート 車ひだ ひざ頭がかくれる程度の長さ
-------	---

〔男女共通〕

桑名市共通制服 (ブレザー型制服)	(冬服) 上...学校指定の紺色のブレザー 下...学校指定の灰色の長ズボン または灰色のスカート(車ひだ) ひざ頭がかくれる程度の長さ (夏服) 上...学校指定の白色のポロシャツ(長袖または半袖) 下...学校指定の灰色の長ズボン または灰色のスカート(車ひだ) ひざ頭がかくれる程度の長さ
ベ ル ト	派手でないものとする

但し、標準服(夏服)白色の丸襟ブラウス(長袖または半袖)が製造されておらず、在庫のみの販売となっているため、服装規定について、以下の場合の組み合わせも許可する。

(夏服) 上... 桑名市共通制服 学校指定の白色のポロシャツ(長袖または半袖) 下... 標準服 〔男子〕黒色の長ズボン 〔女子〕紺色のスカート 車ひだ ひざ頭がかくれる程度の長さ

令和10年度末まで：全校生徒対象、令和11年度：2・3年生対象

令和12年度：3年生対象 令和13年度以降：廃止

〔男女共通〕

頭 髪	中学生らしい髪型とする。 髪を束ねる場合、ヘアピン、とめゴムを使用する。ただし、ヘアピン・とめゴムは華美でないものとする。 染色・パーマ等は禁止する
く つ 下	色は自由とする ルーズソックスや装飾などは認めない 「式」については白を基調としたものとする
く つ	運動に適したひもつきのもの (ただし、ハイカット、底上げされたものは除く)

上 ば き	学校規定のもの
カ バ ン	通学に適したもの
体育時の服装	学校規定のもの
体育館シューズ	学校規定のもの
防 寒 着 防 寒 具	学校や部活動で指定されたウィンドブレーカー、手袋、マフラー、ネックウォーマー、耳当て等 ○ウィンドブレーカーは着用期間を設けず、各自判断して着用する カーディガン、パーカー等を標準服・桑名市共通制服の上に出して着てはいけない ストッキング、タイツは靴下と合わせてはいてもよいが、黒色・紺色・ベージュで無地のものとする

〔名札のつけ方〕

標 準 服 男 子 (縫 付 型)	(冬服) 名札は左側胸ポケット上部に台布なしで、糸で縫いつける (夏服) 左胸ポケット上部に台布とともに安全ピンでつける クリップ式名札の場合は、桑名市共通制服と同様のつけ方
標 準 服 女 子 (縫 付 型)	左側胸ポケット上部に台布とともに安全ピンでつける クリップ式名札の場合は、桑名市共通制服と同様のつけ方
桑名市共通制服 (クリップ式)	正面から名前が確認できるように着用すること (冬服) 左胸ポケットにクリップでつける (夏服) 左胸ポケットの内側かつクリップを奥まで差し込んでつける

名札の色 1年...青、2年...黄、3年...緑

標準服・桑名市共通制服は下記の店で購入できます。

十ヤ	馬道3丁目	0594-22-0938
日永屋	北寺町45	0594-22-1234
	西別所	0594-22-0100
ホリタ	馬道3丁目	0594-22-1098
洋服の青山	大仲新田44番	0594-31-6320
桑名サンシパーク店		

(桑名市共通制服のみ)

令和7年度以降の新入生に関して、新しく制服を購入する場合は、共通制服とします。

A タイム (50分授業)

予	鈴	8 : 2 5
朝	の 会	8 : 3 0 ~ 8 : 4 5
第	1 限	8 : 5 0 ~ 9 : 4 0
第	2 限	9 : 5 0 ~ 1 0 : 4 0
第	3 限	1 0 : 5 0 ~ 1 1 : 4 0
第	4 限	1 1 : 5 0 ~ 1 2 : 4 0
昼	食	1 2 : 4 0 ~ 1 3 : 0 0
休	憩	1 3 : 0 0 ~ 1 3 : 1 5
第	5 限	1 3 : 2 0 ~ 1 4 : 1 0
第	6 限	1 4 : 2 0 ~ 1 5 : 1 0
帰	り の 会	(5 限) 1 4 : 1 5 ~ 1 4 : 2 5
		(6 限) 1 5 : 1 5 ~ 1 5 : 2 5
掃	除	(5 限) 1 4 : 2 5 ~ 1 4 : 4 0
		(6 限) 1 5 : 2 5 ~ 1 5 : 4 0

B タイム (45 分授業)

予	鈴	8 : 2 5
朝	の 会	8 : 3 0 ~ 8 : 4 5
第	1 限	8 : 5 0 ~ 9 : 3 5
第	2 限	9 : 4 5 ~ 1 0 : 3 0
第	3 限	1 0 : 4 0 ~ 1 1 : 2 5
第	4 限	1 1 : 3 5 ~ 1 2 : 2 0
昼	食	1 2 : 2 0 ~ 1 2 : 4 0
休	憩	1 2 : 4 0 ~ 1 2 : 5 5
第	5 限	1 3 : 0 0 ~ 1 3 : 4 5
第	6 限	1 3 : 5 5 ~ 1 4 : 4 0
帰	り の 会	(5 限) 1 3 : 5 0 ~ 1 4 : 0 0
		(6 限) 1 4 : 4 5 ~ 1 4 : 5 5
掃	除	(5 限) 1 4 : 0 0 ~ 1 4 : 1 5
		(6 限) 1 4 : 5 5 ~ 1 5 : 1 0

2025 年度 部活動終了時刻表

	部活動終了	完全下校
1月	1 6 : 1 5	1 6 : 3 0
	1 6 : 3 0	1 6 : 4 5
2月	1 6 : 4 5	1 7 : 0 0
	1 7 : 0 0	1 7 : 1 5
3月	1 7 : 1 5	1 7 : 3 0
4月～ 1学期 終業式	1 7 : 3 0	1 7 : 4 5
夏季 休業中	1 6 : 3 5	1 6 : 5 0
9月	1 7 : 3 0	1 7 : 4 5
	1 7 : 1 5	1 7 : 3 0
10月	1 7 : 0 0	1 7 : 1 5
11月	1 6 : 3 0	1 6 : 4 5
12月	1 6 : 1 5	1 6 : 3 0

桑名市立正和中学校生徒会規約

第1章 総 則

第1条（名称）この会は桑名市立正和中学校生徒会といいます。

第2条（目的）この会は会員相互の協力によって、生徒の学校生活の向上と活性化を図り自主的な生徒の活動により、心豊かな社会人となるよう勉強することを目的とします。

第3条（組織）この会は本校の全生徒を会員として組織されます。

第2章 役 員

第4条（役員）この会には次の役員をおきます。

会長 1名、副会長 1名、執行委員 3名

第5条（役員を選出）役員、代議員、実行委員長、実行委員の選出方法は次のように行います。

- 1．役員・実行委員長は全生徒会員による無記名投票。
- 2．代議員・実行委員は各学級での互選。
- 3．実行委員会の副実行委員長は各実行委員の互選。

第6条（役員の任務）この会の役員は生徒議会を運営し、各実行委員会との連携にあたります。また各実行委員長は執行部会で話し合い、各実行委員会を運営します。

第7条（役員の任期）役員と実行委員長の任期は、10月下旬に改選し1ヵ年とします。代議員及び実行委員は前期4月～10月下旬、後期10月下旬～3月とします。生徒会役員が欠けたときは次の手続きをとります。

- 1．残り任期が4分の1以上の場合は新しく選出します。
- 2．残り任期が4分の1以下の場合は他の役員が代行します。

第3章 顧 問

第8条（顧問）顧問は本校職員があたり、役員会・議会・各実行委員会には顧問の指導を受けます。

第4章 執 行 機 関

第9条（委員）この会は次の機関を設けます。

- 1．執行部会は議事日程を決め議事の運営にあたります。また、実行委員会の活動内容を相談します。この会は役員及び実行委員長によって構成されます。

- 2．生活実行委員会は学校生活秩序を保つとともに会員の生活意識向上を図ります。
- 3．図書・新聞実行委員会は学校図書の貸し出し・管理と、学校新聞の発行にあたります。
- 4．視聴覚実行委員会は校内放送及び掲示物の管理運営にあたります。
- 5．保体実行委員会は体育的行事の運営と学校の保健に関する仕事にあたります
- 6．美化・福祉実行委員会は校内美化・ボランティア活動及び国際交流等に努めます。
- 7．議会が必要と認めた場合は臨時に特別委員会を設けることができます。

第10条（実行委員会の組織）実行委員会の組織運営は次のとおりです。

- 1．第9条2～6の各実行委員長はそれぞれの所属委員会の指導運営にあたります。
- 2．各実行委員会は各学級より選出された男女各1名の実行委員によって構成されます。
実行委員は生徒会役員・代議員・学級役員を兼ねることができません。
- 3．実行委員会にはそれぞれ実行委員長1名・副実行委員長1名の役員をおきます。

第5章 会 議

第11条（会議）会議の持ち方は次のとおりです。

- 1．総会はこの会の最高議決機関です。
 - (1) 総会は年1回の定期総会及び下記の場合に召集されます。
 - ア 規約改正・機構改正
 - イ 議会において召集を決定した場合
 - (2) 総会の議長団には生徒会執行部以外があたります。
 - (3) 総会は総会員の3分の2以上の出席がなければ成立しません。また議事は出席会員の過半数でこれを決定します。
- 2．議会は総会に次ぐ議決機関です。
 - (1) 議会は役員及び代議員によって構成されます。
 - (2) 議会は会長が召集し総代議員の3分の2以上の出席により成立します。
 - (3) 役員は議事の進行をはかるとともに、議事日程を組みます。

(4) 議会の議事は出席議員の過半数の決議を必要とし、また総会の召集は総議員の 3 分の 2 以上の賛成を必要とします。

但し、賛否同数の場合は議長がこれを決めます。

(5) 議長は審議に必要と認めたものに出席を求め意見を聞くことができます。

3 . 執行部会は毎週 1 回召集することを原則とします。

4 . 実行委員会は毎月 1 回以上開くことを原則とします。

5 . 会議は総会員の 3 分の 2 以上の出席がなければ成立しません。また議事は出席会員の過半数でこれを決定します。

第 6 章 規 約 改 正

第 12 条 この規約改正は総代議員の 3 分の 2 以上の賛成後、生徒総会に提案し出席会員の過半数の賛成、または本校職員による職員会議での賛成を必要とします。

第 7 章 最 高 決 定 権

第 13 条 (最高決定権) この会で決まったことは職員会議、学校長の承認を経て成立します。

学級役員について

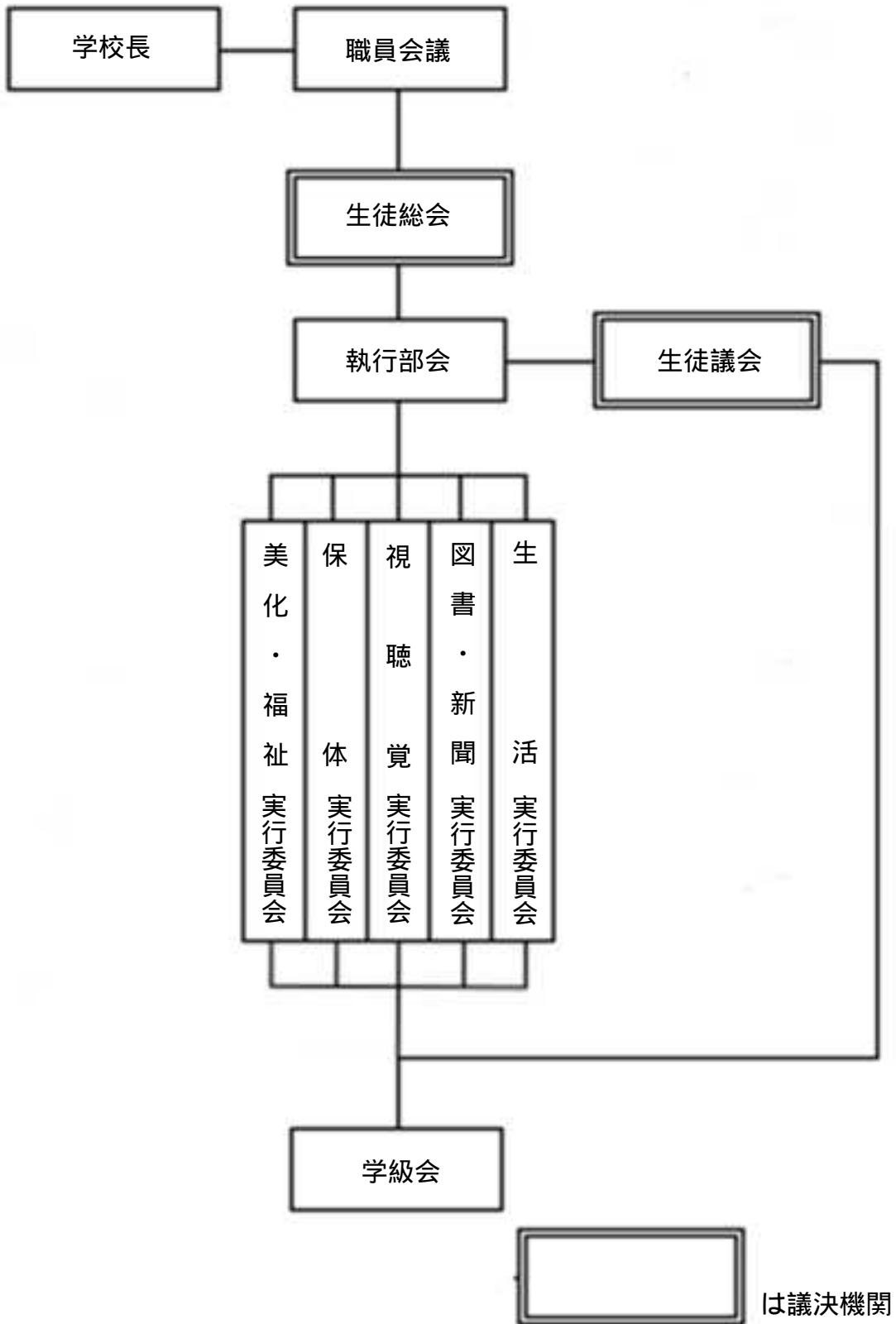
各学級には級長 1 名、副級長 1 名、書記 2 名、代議員 2 名の学級役員をそれぞれ男女各 1 名ずつ選出します。

学級役員の任期は前期 4 月 ~ 10 月下旬、後期 10 月下旬 ~ 3 月とします。

また学級役員が欠けた時は新しく選出します。

学級役員は生徒会役員、代議員、委員を兼ねることができません。

生徒会組織図



図書館貸出しのきまり

1. 貸出し

(1) 期間は1週間とする。

(2) 1人1冊までとする。(但し、夏休み、冬休み中は2冊でもよい)

(3) 平日の昼休みとする。

(4) 方法は

入館 図書を選択 ブックカードに記名並びに個人カードに書名を記入
図書実行委員に個人カードを渡す ブックカードをブックポケットに入れて本を持ち帰る。

2. 返却

(1) 平日の昼休みとする。

(2) 方法は

入館 図書実行委員に本を示す 図書実行委員からブックカードと個人カードに返却の印をおしてもらい 借りた本を、元にあった書架へもどす。

(3) 返却日を過ぎても返さない時、許可なく図書の持ち出しをした時は、貸出しを停止することもある。

(4) 図書館の利用態度がよくない時は入館を禁止する。

台風時等における登下校について

1. 始業前に暴風警報又は暴風雪警報が発表されている場合

- (1) 自宅待機とする。
- (2) 警報が午前6時までに解除された時は、登校し、授業を行う。
- (3) 警報が午前6時になっても解除されない時には、休校とする。

2. 始業後に暴風警報又は暴風雪警報が発表された場合

原則として直ちに授業を中止し、風雨又は風雪の状況や通学路の安全を確認し、速やかに帰宅する。ただし、状況によっては、一時下校を見合わせる。

3. 高潮・波浪・大雨・洪水・大雪警報が発表された場合

上記1・2に準じ、適切な措置を講じることがある。

4. 特別警報が発表された場合

大雨特別警報、暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雪特別警報については、上記1・2のとおりとします。高潮特別警報および波浪特別警報については、上記3のとおりとします。

5. 避難指示が発令された場合

人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況に発令される避難指示については、上記1・2のとおりとします。

6. 始業前に大雨が降っている場合

激しい雨が降っている時は、雨がおさまってから登校する。

7. 始業前に激しく雷が鳴っている場合

雷が激しく、危険が予想される時は、雷がおさまってから登校する。

8. その他

登校の途中で暴風警報が出たことを知ったときは、すぐに帰宅する。

暴風警報解除後でも、道路、橋の破損などで登校が危険な時は登校しなくてよい。

震度 5 強以上の地震発生時

- (1) 始業前に、市内で震度 5 強以上の地震が発生した場合は、休校とする。
- (2) 始業後に、市内で震度 5 強以上の地震が発生した場合は、直ちに授業を中止し、児童生徒の身の安全を確保するとともに、避難行動を開始する。下校する場合は、通学路の安全を確認した後、集団下校や保護者への引き渡し等の対応をとり、速やかに生徒を帰宅させる。ただし、状況によっては、一時下校を見合わせることもある。

南海トラフ地震臨時情報発表時の対応について

- (1) 始業前に南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表されている場合
 - ア 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が午前 6 時時点で発表されている場合には、休校とする。
 - イ 南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震注意）が午前 6 時時点で発表されている場合には、注意対応をとりながら、通常通りの活動としますが、状況に応じて、休校等の措置をとる場合がある。
- (2) 始業後に南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表された場合
 - ア 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合には、原則として直ちに授業を中止し、避難行動を開始する。下校させる場合、通学路の安全を確認した後、集団下校や保護者への引き渡し等の対応をとり、速やかに帰宅させます。ただし、状況によっては、一時下校（園）を見合わせることもある。
 - イ 南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震注意）が発表された場合には、注意対応をとりながら、通常通りの活動とするが、状況に応じて、避難行動等をとる。

全国瞬時警報システム（Ｊアラート）による 情報伝達がおこなわれた場合の対応について

（１）始業前に全国瞬時警報システム（Ｊアラート）による情報伝達がおこなわれた場合

全国瞬時警報システム（Ｊアラート）による情報伝達がおこなわれた場合は、登校を見合わせ、自宅待機とする。

ミサイル通過情報、ミサイル領海外落下情報を確認した後、登校する。

ミサイル領土内、領海内落下情報が発表された時は、自宅待機とする。桑名市災害対策本部により、登下校の安全が確認でき次第、登校再開となる。

（２）始業後に全国瞬時警報システム（Ｊアラート）による情報伝達がおこなわれた場合

全国瞬時警報システム（Ｊアラート）による情報伝達がおこなわれた時は、授業を中断し安全を確保する。

ミサイル通過情報、ミサイル領海外落下情報を確認した後、安全を確認し、授業を再開する。

ミサイル領土内・領海内落下情報が発表された時は、授業は再開せず、追加情報を待ち、状況に応じ、集団下校や保護者への引き渡し等の下校措置を行う。

全国瞬時警報システム（Ｊアラート）は、弾道ミサイルが日本の領土・領海に落下する可能性又は領土・領海を通過する可能性がある場合に使用される。弾道ミサイルが発射されるという情報だけでは、全国瞬時警報システム（Ｊアラート）が使用されることはない。

熱中症特別警戒アラート等が発表された場合

14時に熱中症特別警戒アラートが発表された場合及び14時の時点で翌日の9時から15時までの間に桑名市で暑さ指数（WBGT）35以上の予測値が発表された場合は、その翌日を臨時休校とする。

環境省ホームページにて、14時に翌日の「各地点暑さ指数」が発表され、県内すべての観測地点で暑さ指数が35以上となった場合、県下に「熱中症特別警戒アラート」が発表されます。

《災害時の心得》

○地震が発生したら

- ・頭部を保護し落下物に注意する。

○火災が発生したら

- ・窓をしめる。

○避難について

- ・周囲の状況に十分注意を払い、慎重に落ち着いて行動する。
- ・私語を慎み、指示に従って行動する。
- ・落ち着いて、人を押したりせず、整然と移動する。
- ・上ばきのままでグラウンドに出る。
- ・グラウンドに整列したら、級長・副級長は点呼をとり、担任に報告する。

《東海地震への備え》

平成 29 年 11 月 1 日から「南海トラフ地震に関する情報」の運用が開始されています。これに伴い、現在、東海地震のみに着目した「東海地震に関する情報」の発表は行われていません。

桑名市は、市域すべてが東海地震の地震防災対策強化地域となっています。このため、東海地震の発生が予知された場合、市内では様々な対応がとられることとなります。状況に応じて発表される情報に注意して、落ち着いて行動するようにしましょう。

地震予知に伴う東海地震の情報

観測情報発表時

- ・平常時と同様に生活してもかまいません。テレビやラジオで情報を収集しましょう。

注意情報発表時

- ・外出先からは速やかに帰宅するなど、不要不急の外出は控えましょう。
- ・非常持ち出し袋を用意しましょう。
- ・避難場所を確認するなど、避難の準備をしましょう。

予知情報警戒宣言発表時

- ・火気使用の自粛、電気のブレーカー遮断などの出火防止措置をとりましょう。
- ・自動車の運転や危険な作業などは控えましょう。
- ・危険が予想される地域・建物にいる人は、安全が確保できる場所へ避難しましょう。

東海地震と東南海地震が 同時に発生した場合の桑名市の震度予測



- ・震度分布図は岐阜大学杉戸真太教授提供
- ・津波浸水区域は三重県の被害想定資料により決定

桑名市指定緊急避難場所

(○：使用可能 △：一部使用可能 ×：一部使用不可)

地区名	施設名称	所在地	電話番号	洪水・高潮 使用可否	土砂災害 使用可否	地震 使用可否	津 使用可否	波 使用可否	大規模な火災 使用可否
桑部	桑部地区市民センター	桑部830-23	22-0033	△	○	○	○	○	○
桑部	桑部小学校	桑部479-1	22-0597	○	○	○	○	○	○
桑部	能部公民館	能部1153-1	—	○	○	○	○	○	○
桑部	春日台公園	東金井558-7	—	×	○	○	○	○	○
桑部	桑名南ハイッ公園	桑部1500-83	—	×	○	○	○	○	○
桑部	光和公園	桑部字松ヶ下911-4	—	×	○	○	○	○	○
桑部	桑部園公園	桑部1023-8	—	×	○	○	○	○	○
桑部	しのはら西公園	桑部3275	—	×	○	○	○	○	○
桑部	東正和台公園	東正和台6-5	—	○	○	○	○	○	○
桑部	能部第二公園	能部525-21	—	×	○	○	○	○	○
在良	在良地区市民センター	蓮花寺263-1	22-0035	○	○	○	○	○	○
在良	在良小学校	蓮花寺129-2	22-1078	○	○	○	○	○	○
在良	白山会館	蓮花寺827	—	○	×	×	○	○	○
在良	葉師堂	榑田725	—	×	○	×	○	○	○
在良	有吉台公園	榑田1000-168	—	×	×	○	○	○	○
在良	希望ヶ丘第三公園	西別所2138-13	—	○	○	○	○	○	○
在良	希望ヶ丘第一北公園	西別所1700-79	—	○	○	○	○	○	○

在 良	希望ヶ丘第一南公園	西別所1700-77	—	○	○	○	○	○	○
在 良	希望ヶ丘第四公園	西別所1200-374	—	○	○	○	○	○	○
在 良	希望ヶ丘第二北公園	西別所1200-372	—	○	○	○	○	○	○
在 良	希望ヶ丘第二南公園	西別所1200-206	—	○	○	○	○	○	○
在 良	蓮花寺住宅第三南公園	蓮花寺644-156	—	○	○	○	○	○	○
在 良	蓮花寺住宅第三北公園	蓮花寺644-152	—	○	○	○	○	○	○
在 良	蓮花寺住宅第一公園	蓮花寺644-85	—	○	○	○	○	○	○
在 良	蓮花寺住宅第四公園	蓮花寺644-153	—	○	○	○	○	○	○
在 良	蓮花寺住宅第二公園	蓮花寺979-69	—	○	○	○	○	○	○
在 良	蓮花寺諸戸苑公園	蓮花寺1605-8	—	○	○	○	○	○	○
在 良	在良第一公園	西別所945-5	—	×	○	○	○	○	○
在 良	西別所第一公園	西別所2210	—	○	○	○	○	○	○
在 良	西別所第二公園	西別所678-1他	—	○	○	○	○	○	○
在 良	山坂下公園	新倉持88	—	○	○	○	○	○	○
七 和	七和地区市民センター	芳ヶ崎1365-1	31-2036	○	○	○	○	○	○
七 和	七和小学校	芳ヶ崎1232-2	31-3498	○	○	○	○	○	○
七 和	桑名工業高等学校	芳ヶ崎1330-1	31-5231	○	○	○	○	○	○
七 和	NTN総合運動公園 (桑名市総合運動公園)	芳ヶ崎1859-4	32-2000	○	×	○	○	○	○
七 和	森忠公園	芳ヶ崎字ハサマ897-1他	—	○	○	○	○	○	○
七 和	五反田公園	大仲新田新井水掛613-11	—	○	○	○	○	○	○
七 和	西池城公園	五反田2536	—	○	○	○	○	○	○

七和	西森忠団地児童遊園	森忠527-4	—	○	○	○	○	○	○
七和	芳ヶ崎団地児童遊園	芳ヶ崎1380-1	—	○	○	○	○	○	○
七和	中山公園	中山町5	—	○	○	○	○	○	○
七和	里公園	里町5	—	○	○	○	○	○	○
七和	みかん畑公園	星川字八尾1517-4他	—	○	○	○	○	○	○
七和	みずかけ公園	大仲新田新井水掛582-15	—	○	○	○	○	○	○
久米	久米地区市民センター	志知3838-8	31-2234	○	○	○	○	○	○
久米	久米小学校	志知3846-1	31-3761	○	○	○	○	○	○
久米	正和中学校	坂井339-25	31-2727	△ (2階以上)	○	○	○	○	○
久米	桑名西高等学校	志知2839	31-2521	○	×	○	○	○	○
久米	志知地区集落センター	志知4389	—	×	×	○	○	○	○
久米	川岸公園	友村431-30	—	×	×	○	○	○	○
久米	久米公園	志知3683-2	—	×	×	○	○	○	○
久米	島田公園	島田922-33	—	×	×	○	○	○	○
久米	西正和台公園	西正和台2-5	—	○	○	○	○	○	○
久米	こばさか公園	赤尾台1-37	—	○	○	○	○	○	○
久米	赤尾台ひがし公園	赤尾台8-48	—	○	○	○	○	○	○
久米	どうしんだに公園	赤尾台4-59	—	○	○	○	○	○	○
久米	さわ公園	赤尾台7-61	—	○	○	○	○	○	○
久米	羽田団地児童遊園	島田585	—	○	○	○	○	○	○
久米	西正和台公園	西正和台2-5	—	○	○	○	○	○	○

指定避難所一覧

地区名	施設名称	所在地	電話番号	多目的トイレ
桑 部	桑部まちづくり拠点施設	桑部830-23	22-0033	
	桑部小学校	桑部479-1	22-0597	○
在 良	在良まちづくり拠点施設	蓮花寺263-1	22-0035	
	在良小学校	蓮花寺129-2	22-1078	○
七 和	七和まちづくり拠点施設	芳ヶ崎1365-1	31-2036	
	七和小学校	芳ヶ崎1232-2	31-3498	○
	桑名工業高等学校	芳ヶ崎1330-1	31-5231	○
	N T N 総合運動公園（桑名市総合運動公園）	芳ヶ崎1859-4	32-2000	○
久 米	久米まちづくり拠点施設	志知3838-8	31-2234	
	久米小学校	志知3846-1	31-3761	○
	正和中学校	板井339-25	31-2727	○
	桑名西高等学校	志知2839	31-2521	○

指定緊急避難場所	津波、洪水等による危険が切迫した状況において、住民等の生命の安全の確保を目的として住民等が緊急に避難する施設又は場所を位置付けるもの。
指定避難所	避難した住民等を災害の危険性がなくなるまで必要な期間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させることを目的とした施設。

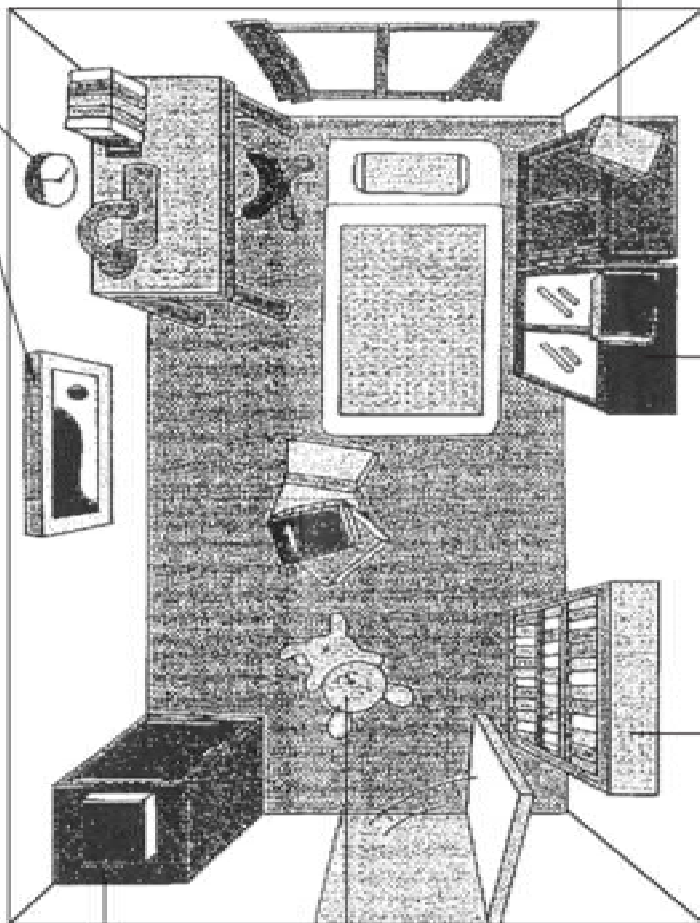
こんな部屋は危ない

地震はいつ起こるか分かりません。
ケガをしないように、日頃から気を付けておきましょう。

家具は壁につけて
置きましょう。
ガラス窓や障子を
背にすると危険で
す。金具などの固
定器具で固定する
といいでしょう。

ドアの近くは物を
置かないこと。
逃げる時、危険で
す。

つるしてある時計や額
落ちると危険です。



高い所には物を
置かないように。
揺れると上から
落ちてきます。

ベッドや布団など、寝る場所の近く
には大きな家具は置かないように。
倒れたら下敷きになります。

倒れるとドアをふさいでしまう位置
には棚を置かないようにしましょう。
倒れたら逃げられなくなります。

地震が発生した時の行動

- ①机の下などにかくれ、まずは身を守る。
- ②すばやく火の始末。ガスやストーブの火を消す。
- ③ドア、窓を開けて非常脱出口の確保。

こんなところで地震にあったら

路上

- 揺れの最中はその場に立ち止まり、看板などの落下物から頭をかばんなどで保護して、身の安全を守る。
- 揺れがおさまったら、周囲の状況を冷静に判断して、建物から離れた歩道の中央や、公園・広場等に避難する。
- ブロック塀や自動販売機などには近づかない。
- 切れた電線には近づかない、触らない。

電車など

- つり革や手すりに両手でしっかりとつかまる。
- 途中で止まっても、非常コックを開けて勝手に車外へ出たり、窓から飛び降りたりしない。
- 乗務員の指示に従って落ち着いて行動する。

集合住宅

- ドアや窓を開けて、非常口を確認する。
- 避難にエレベーターは絶対使わない。
- 炎と煙に巻き込まれないように階段を使って避難する。

デパート

- かばんなどで頭を保護し、ショーウィンドウや商品などから離れる。
- 柱や壁ぎわに身をよせ、係員の指示を聞き、落ち着いた行動をする。

海岸付近

- 直ちに高台へ避難し、絶対に海岸には近づかない。

災害用伝言ダイヤル171

災害時は電話がかかりにくくなります。110番、119番などの重要な電話を優先するために、電話はひかえ、災害用伝言ダイヤル「171」を利用しましょう。携帯電話からも利用できます。

①伝言を録音したい時

1 7 1

▽ ガイダンスが流れます

1 暗証番号を利用する場合は※ 3

▽ ガイダンスが流れます

0594 - -

自宅の電話番号をダイヤル
携帯電話の番号は使えません

▽ ガイダンスが流れます

録音 (30秒以内でお話してください)

②録音した伝言を再生したい時

1 7 1

▽ ガイダンスが流れます

2 暗証番号を利用する場合は※ 4

▽ ガイダンスが流れます

0594 - -

自宅の電話番号をダイヤル
携帯電話の番号は使えません

▽ ガイダンスが流れます

再生

※録音されたメッセージを聞かれない時は、あらかじめ暗証番号を決めておきましょう。

毎月1日(ついたち)は災害用伝言ダイヤルの無料体験ができます。使い方を覚えるために、一度試してみましょう。

「子ども専用相談窓口」

くわっば教育相談

各専門相談員による相談

TEL 0594 - 24 - 1880

(月～金 9:00～17:00 祝日・年末年始を除く)

三重県 教育相談

心や身体の問題、不登校の相談

TEL 059 - 226 - 3729

(月水金 9:00～21:00
火木 9:00～17:00)

三重県いじめ電話相談

TEL 059 - 226 - 3729

(毎日 24時間)

子ども専用相談窓口

チャイルドヘルプライン MIE ネットワーク

こどもほっとダイヤル(通話料無料)

TEL 0800 - 200 - 2555

(毎日 13:00～21:00 年末年始は休み)

チャイルドライン(通話料無料)

TEL 0120 - 99 - 7777

(毎日 16:00～21:00 年末年始は休み)

子ども弁護士ダイヤル(三重弁護士会)

TEL 059 - 224 - 7950

(月～金 9:00～12:00
13:00～17:00)

児童虐待などの相談

北勢児童相談所 TEL 059 - 347 - 2030

DV・性暴力被害などの相談

みえ性暴力被害者支援センター「よりこ」

TEL 059 - 253 - 4115 または #8891

10:00～16:00(土日祝日、年末年始除く)